平成３０年（再）第２号
福島県郡山市喜久田町字前北原53番地の26
再生債務者　株式会社鶴和
1　決議に付する計画案　平成30年５月22日付け（平成30年５月28日修正）再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年８月８日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年７月31日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年７月25日
平成30年５月30日　福島地方裁判所郡山支部

平成２９年（再）第２号
岐阜県本巣市軽海728番地
再生債務者　株式会社ディナトス包装
1　決議に付する計画案　平成30年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年７月17日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年７月10日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年７月３日
平成30年５月31日　岐阜地方裁判所民事部

平成２９年（再）第１号
奈良県橿原市曽我町175番地の３
再生債務者　有限会社サンマスター
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成30年７月30日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成30年７月13日
平成30年５月31日　奈良地方裁判所葛城支部

再生計画認可

平成２９年（再）第８号
愛知県小牧市多気北町168番地
再生債務者　株式会社セントラルフーズ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年６月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１１号
埼玉県越谷市七左町８丁目165番地７
再生債務者　新藤　光康
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月21日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月５日から平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成３０年（再イ）第４０号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目123番地３
再生債務者　石田　和男
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月21日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月５日から平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成３０年（再イ）第１６号
秋田市飯島飯田１丁目10番１号
再生債務者　三浦　竜也
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第１８号
秋田市添川字地ノ内65番地67
再生債務者　花田　一樹
1　決定年月日時　平成30年６月１日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第１８号
埼玉県川口市大字里936番地の１シャルマンコーポ鳩ヶ谷308号
再生債務者　佐藤　栄志
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第４１号
埼玉県春日部市米島786番地５
再生債務者　仲舘　和人
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成３０年（再イ）第８３号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路88番地の７（従前の住所）愛知県半田市大伝根町２丁目７番地の１　アヴニール102号
再生債務者　中村宣久こと　中村　宜久
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月29日から平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第８４号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路88番地の７（従前の住所）愛知県半田市大伝根町２丁目７番地の１　アヴニール102号
再生債務者　中村　和恵
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月29日から平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第９９号
名古屋市西区中小田井４丁目398番地　シティハイツ犬飼２Ａ号
再生債務者　兜　　憲一
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月29日から平成30年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第１１号
兵庫県宝塚市武庫川町４番20―304号
再生債務者　藤原　　悟
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成３０年（再イ）第１６号
兵庫県川西市水明台２丁目７番地の16
再生債務者　光本　昇司
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

平成２９年（再イ）第３４号
茨城県筑西市海老ヶ島1289番地１
再生債務者　佐藤　教子
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月15日まで
平成30年６月１日　水戸地方裁判所下妻支部